

# 中小企業いばらき

## ●ビジネス大百科

### マイナンバー制度の概要と事業者の対応

9

2015 September  
No.683



photo:日立市指定管工事協同組合

## CONTENTS

- 1 … ビジネス大百科
- 8 … ニュースフラッシュ
- 11 … インフォメーション
- 13 … 理事長インタビュー
- 15 … 日本列島組合最前線
- 16 … 組合実務Q&A
- 18 … 業況レポート
- 20 … 中央会だより

## マイナンバー制度の概要と事業者の対応

マイナンバー制度は、平成25年5月に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、番号法）に基づく「社会保障・税番号制度」で、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用され、行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。来月からマイナンバーの通知がはじまり、平成28年1月からマイナンバーの利用が開始になります。そこで、マイナンバー制度の概要と事業者が対応すべき事項や情報管理について紹介します。

### ■マイナンバー制度の概要

マイナンバーとは、住民票を有する国民1人1人に付番される12桁の個人番号です。来月から個人番号が記載された通知カードが郵送され、来年1月から利用が開始されます。

マイナンバーの利用範囲は、社会保障、税、災害対策の3分野の行政手続のみとなっており、この目的以外での利用は禁止されています。

図表1 マイナンバーの利用範囲

|      |                                                                                                                                                        |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社会保障 | <ul style="list-style-type: none"><li>・年金の資格取得や確認、給付</li><li>・雇用保険の資格取得や確認、給付</li><li>・ハローワークの事務</li><li>・医療保険の給付の請求</li><li>・福祉分野の給付、生活保護など</li></ul> |
| 税    | <ul style="list-style-type: none"><li>・税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載</li><li>・税務当局の内部事務など</li></ul>                                                         |
| 災害対策 | <ul style="list-style-type: none"><li>・被災者生活再建支援金の支給</li><li>・被災者台帳の作成事務など</li></ul>                                                                   |

今までの個人情報（氏名、住所、性別、生年月日）にマイナンバーを加えた個人情報を「特定個人情報」と呼び、マイナンバーを含む個人情報ファイルを「特定個人情報ファイル」と呼びます。特定個人情報及び特定個人情報ファイルは、番号法の厳しい規制を受けることになります。

また、法人にも13桁の法人番号が付番されます。本社が登記されている住所へ郵送され、原則として、インターネット（法人番号公表サイト）を通じて公表されます。

### ■マイナンバー制度開始に当たり、事業者が気を付けること

来年1月からマイナンバー制度の利用が開始されるに当たり、「利用」「提供」「収集・保管」の3つの制限と罰則の強化に注意が必要です。

#### 1. 利用の制限

マイナンバーは、番号法が限定的に定めている事務の範囲の中から、具体的な利用目的を特定したうえで利用することが原則です。

マイナンバーを利用する事務は「個人番号利用事務」と「個人番号関係事務」の2つ。

##### ①個人番号利用事務

主に行政等が個人情報の検索、管理のために行う事務です。

##### ②「個人番号関係事務」

従業員等を有する全ての事業者が、例えば、給与所得の源泉徴収票や支払調書などにマイナンバーを記載し、行政等に提出する事務ですので、主に事業者が取り扱う事務は個人番号関係事務ということになります。

マイナンバー制度は、本人の同意があったとしても利用目的を超えて特定個人情報を利用してはいけません。つまり、事業者は番号法で定められている事務を行う場合に、これらの事務の全てを利用目的として特定し、本人への通知を行うことになります。通知の方法等は、社内LANにおける通知、利用目的を記載した書類の提示、就業規則への明記等が考えられます。

## 2. 提供の制限

番号法で限定的に定められた場合を除き、他人にマイナンバーを提供することはできません。事業者は従業員等に対し、社会保障、税、災害対策に関する特定の事務のためにマイナンバーの提供を求めることができます。なお、番号法における「提供」とは、法的な人格を超えるマイナンバーの移動を意味するものであるため、例えば、グループ企業等へ従業員が移動する場合、マイナンバーを会社間で移動させることは「提供」に該当し、グループ企業間でマイナンバーを受け渡すことはできません。一方、同一法人内であれば、マイナンバーの移動は「提供」ではなく、「利用」に該当し、移動することは可能です。ただし、利用の制限に従わなければなりません。

## 3. 収集・保管の制限

番号法で限定的に定められた場合を除いて、マイナンバーを収集・保管することはできません。なお、番号法における「収集」とは、集める意思を持って自己の占有に置くことを意味し、例えば、人からマイナンバーを記載したメモを受け取ること、人から聞き取ったマイナンバーをメモすることなど、直接取得する場合のほか、パソコン等を操作してマイナンバーを画面上に表示させ、そのマイナンバーを書き取ること、プリントアウトすること等を含みます。一方、特定個人情報の提示を受けただけでは、「収集」には当たりません。

事業者は、番号法で限定的に定められた場合を除き特定個人情報を保管してはいけなくとされています。例えば、従業員等の営業成績等を管理する目的で、従業員等のマイナンバーを保管することはできないとされています。

また、事業者は、社会保障及び税に関する事務を処理する必要がなくなり、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければいけません。なお、マイナンバー部分を復元できない程度にマスキング又は削除した上で保管を継続することは可能とされています。

## 4. 罰則の強化

マイナンバー制度では、保護の対象となるマイナンバーの重要性から個人情報保護法よりも罰則の種類が多く、法定刑も重いものが規定されています。下図は罰則規定の一部ですが、仮に従業員が罰則を犯した場合、その雇用主である企業も責任を問われることになります（両罰規定）。

図表2 番号法の罰則規定

| 行 為                                                 | 法定刑                                |
|-----------------------------------------------------|------------------------------------|
| 個人番号利用事務等に従事する者又は従事していた者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供     | 4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科（両罰規定あり）  |
| 上記の者が、不当な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用                       | 3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金または併科（両罰規定あり） |
| 人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入不正アクセス等により個人番号を取得 | 3年以下の懲役又は150万円以下の罰金（両罰規定あり）        |
| 偽りその他不正の手段により個人番号カード等を取得                            | 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（両罰規定あり）         |

### ■マイナンバー制度開始に当たり、事業者が取り組むべき措置

マイナンバー制度では、情報漏えいや本人への成りすまし行為が危惧されています。そこで以下の2つの措置が番号法により規定されました。

#### 1. 本人確認の措置

事業者は、従業員等からマイナンバーの提供を受ける際に「成りすまし」などを防ぐために必ず本人確認をしなければいけません。本人確認は、正しい番号であることの確認（番号確認）と正しい番号の持ち主であることの確認（身元確認）の2つを行う必要があります。

本人確認の方法は以下の通りです。

##### ①個人番号カード※を持っている場合

平成28年1月以降本人の申請により交付される個人番号カードで、「番号確認」と「身元確認」を行います。

②個人番号カードを持っていない場合

平成27年10月以降に郵送される通知カードまたは住民票により「番号確認」を、運転免許証やパスポートなどで「身元確認」を行います。

図表3 本人確認に必要な証明書



内閣官房「マイナンバー広報資料」より

※個人番号カードとは、平成28年1月から本人の申請手続きにより市町村から交付されるICチップ搭載のカードです。個人番号カードの申請書は、マイナンバーの通知カードと一緒に同封されています。個人が申請するほか、企業等が従業員の分を一括して申請することも可能です。同封された申請書で申請を行えば、無料で受け取ることができます（20歳以上は10年更新、20歳未満5年更新）。カードには、マイナンバーに加え、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真が掲載されます。このカードは、身分証明書にもなり、本人確認もこのカード1枚出せば済みます。また、ICチップに搭載された電子証明書を用いて、e-TAXなどの各種電子申請が行えるほか、図書館利用証や印鑑登録証などお住まいの自治体が条例で定めるサービスにも使用できます。

なお、カードを紛失した場合など、ICチップから個人情報が漏れるのではとの懸念がありますが、カードのICチップには、税や年金の情報などプライバシー性の高い情報は記録されませんので、それらの情報はカードから判明することはありません。

表面は一般の身分証明書として広く利用することが想定されますが、裏面のマイナンバーについては、番号法で定められた事務以外での収集等は

禁止されていますのでご注意ください。

図表4 個人番号カードのイメージ



内閣官房「マイナンバー広報資料」より

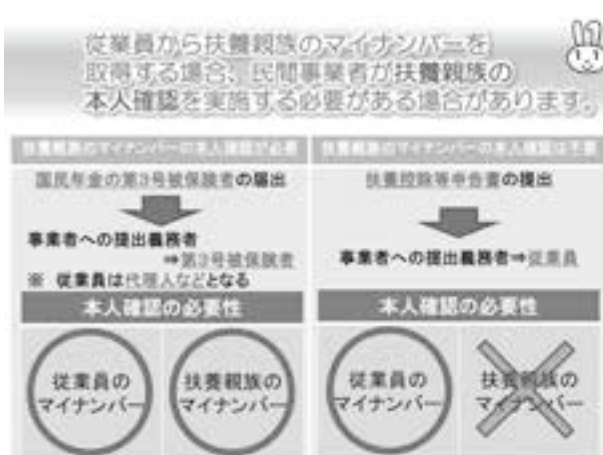
・扶養親族に対する本人確認

従業員の扶養親族に対する本人確認は、書類の提出義務者が誰かによって確認方法が異なります。

例えば、扶養控除等申告書の場合、会社への提出義務者は従業員なので、その扶養親族の本人確認も従業員が行うことになります。会社は扶養親族の本人確認を行う必要はなく、従業員についての本人確認を行えばよいことになります。

一方、国民年金第3号被保険者関係届の場合、会社への提出義務者は扶養親族なので、会社が扶養親族の本人確認をする必要が出てきます。しかし、会社が扶養親族に直接本人確認を行うのは大変ですので、実務上は、扶養親族の代理人として従業員がマイナンバーを会社に提出する方法があります。

図表5 扶養親族の本人確認

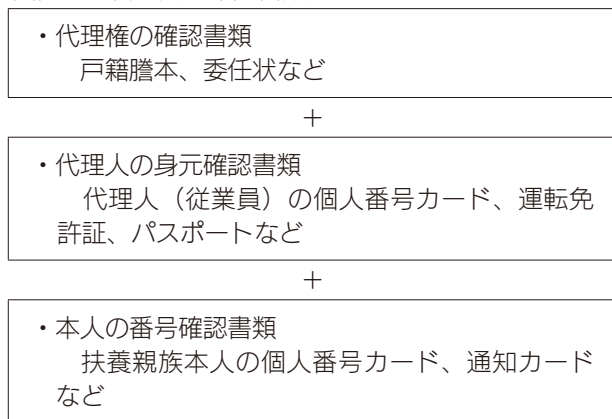


内閣官房「マイナンバー広報資料」より

### ・代理人による確認方法

上述した代理人がマイナンバーを提出する場合、代理権の確認、代理人の身元確認、本人の番号確認の3つの確認が必要になります。

図表6 代理人の確認書類

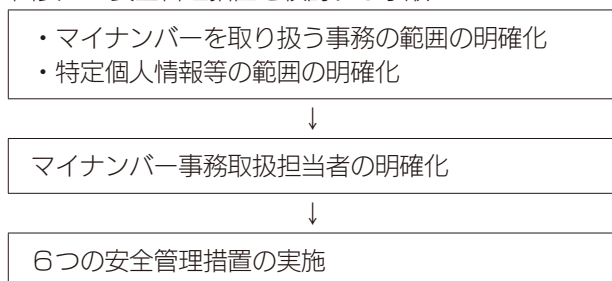


## 2. 安全管理措置の検討

事業者は、特定個人情報等の取扱いを検討するに当たり、マイナンバーを取り扱う事務の範囲及び特定個人情報等の範囲を明確にした上で、事務取扱担当者を明確にしておく必要があります。これらを踏まえ、特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定することが重要です。

また、取扱規程等を策定し、特定個人情報等を取り扱う体制の整備及び情報システムの回収等を行う必要もあります。事業者は、特定個人情報等の取扱いに関する安全管理措置について、下図のような手順で検討を行う必要があります。

図表7 安全管理措置を検討する手順



### ・6つの安全管理措置

#### (1)基本方針の策定

事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定する必要があります。

基本方針には、特定個人情報の保護に関する基本理念や法令順守、事業者の名称、安全管理、問合せ、苦情相談等に関する方針を定めます。

#### (2)取扱規程等の策定

事業者は、事務の流れを整理し、特定個人情報等の具体的な取扱いを定める取扱規程等を策定しなければなりません。

取扱規程等は、各管理段階ごと（取得、利用、保存、提供、削除・廃棄）に特定個人情報の取扱方法や責任者・事務取扱担当者、その任務等について具体的な取扱いを定めることが重要です。

また、取扱規程や関連する社内規程に、組織体制、担当者の監督、区域管理、漏えい防止、アクセス制御など、安全管理措置を織り込むほか、必要に応じて、特定個人情報等を取扱うためのマニュアルや事務フローなどの手順書をあわせて整備します。

#### (3)組織的安全管理措置

組織的安全管理措置とは、担当者を明確にし、担当者以外が特定個人情報等を取り扱うことがない仕組みを構築するものです。また、特定個人情報等の取扱状況について、定期的な自己点検や内部監査部門等による監査を実施できるような仕組みを整えることも含みます。

事業者は、組織体制の整備や、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しなど、特定個人情報等の適正な取扱いのための組織的な安全管理措置を講じる必要があります。

#### (4)人的安全管理措置

人的安全管理措置とは、従業員等による不正な漏えいや内部者による盗難等を防止し、特定個人情報等の適正な取扱いが継続して運用されるように、従業員等の監督や教育などの措置を行うものです。

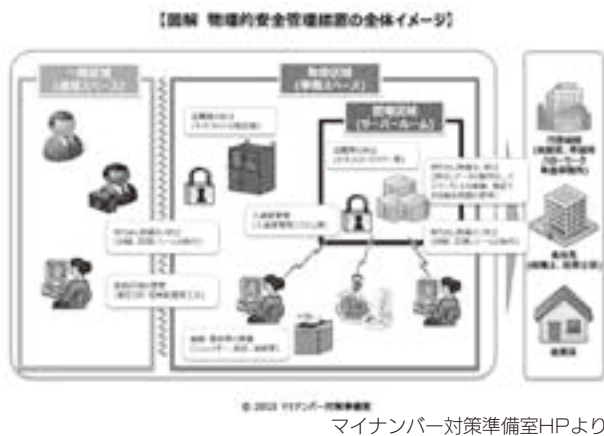
事業者は、事務取扱担当者の監督や教育など、特定個人情報等の適正な取扱いのための人的な安全管理措置を講じる必要があります。

## (5)物理的安全管理措置

物理的安全管理措置は、特定個人情報等の漏えい・盗難等を防ぐための取扱区域の管理等、担当者以外が特定個人情報等を取り扱うことができないような物理的な措置を行うものです。

事業者は、特定個人情報等を取り扱う区域の管理や、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等を持ち出す場合の漏えい防止、マイナンバーの削除、機器及び電子媒体等の廃棄など、特定個人情報等の適正な取扱いのための物理的な安全管理措置を講じる必要があります。

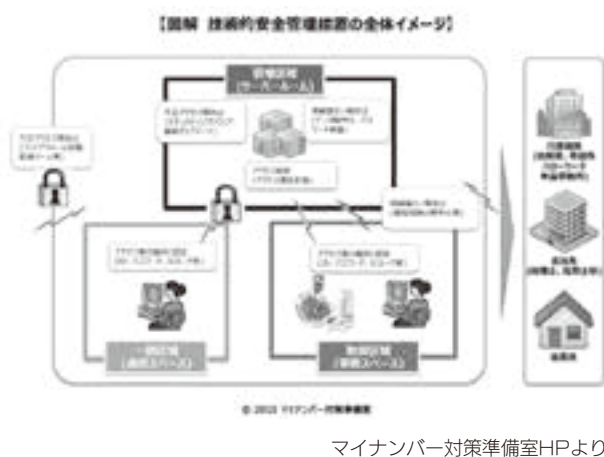
図表8 物理的安全管理措置のイメージ



## (6)技術的安全管理措置

技術的安全管理措置とは、担当者を限定するためのアクセス制御やウイルス対策ソフトウェア等の導入など、担当者以外が特定個人情報等を取り扱うことができないようなシステムの措置を行うものです。

図表9 物理的安全管理措置のイメージ



事業者は、アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止など、特定個人情報等の適正な取扱いのための技術的な安全管理措置を講じる必要があります。

### ・外部に委託する場合

マイナンバー制度では、社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託をする者（以下、委託者）は、業務の委託先において、委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

委託者は、業務の委託先を適切に監督するための措置を講じず、又は、必要かつ十分な監督義務を果たすための具体的な対応をとらなかった結果、特定個人情報の漏えい等が発生した場合、番号法違反と判断される可能性があります。

必要かつ適切な監督には、以下の3つが含まれます。

#### ①委託先の適切な選定

委託者は、委託先において、委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられているか否かについて、あらかじめ確認しなければなりません。

具体的な確認事項として、委託先の設備、技術水準、従業員に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等が挙げられます。

②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結

契約に盛り込む内容として以下の8項目は必須項目となります。

(1)秘密保持義務

(2)事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止

(3)特定個人情報の目的外利用の禁止

(4)再委託における条件

(5)漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任

(6)委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄

(7)従業員に対する監督・教育

(8)契約内容の遵守状況について報告を求める規定等

また、これらのほか、特定個人情報を取り扱う従業員の明確化、委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定等を盛り込むことが望ましいとされています。

③委託先における特定個人情報の取扱い状況の把握

業務委託先との契約内容に、特定個人情報を取り扱う従業者の明確化、委託者が業務委託先に対して実地の調査を行うことができる規定等を盛り込むことが望ましいとされています。

社会保障及び税に関する手続書類の作成事務の全部又は一部の委託を受ける者は、委託者の許諾を得た場合に限り、再委託を行うことができるとされています。そして、再委託を受けた者は、更に別の委託先に再委託を行う場合は、最初の委託者の許諾を得る必要があるとされています。

再委託に対する監督責任は以下の2つとなります。

### ①業務委託先の再委託先に対する監督責任

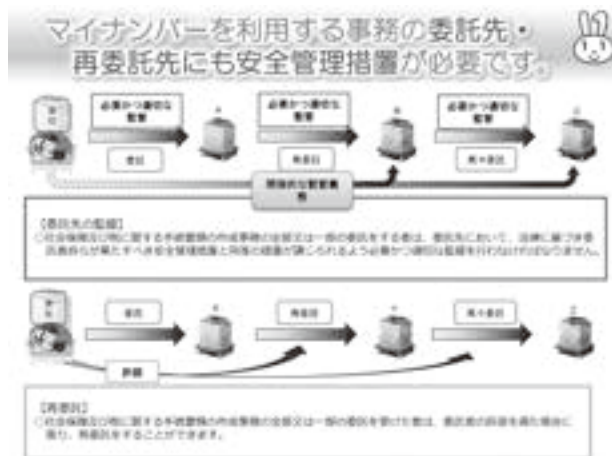
業務委託先は、再委託先に対する監督義務があるため、業務委託先と再委託先間の委託契約の内容に、再委託先がさらに再委託をする場合の取扱いを定めるとともに、再委託を行う場合の条件、再委託した場合の業務委託先に対する通知義務等を盛り込むことが望ましいとされています。

## ②委託者の再委託先に対する間接的な監督責任

業務委託先が再委託を行う場合、委託者の業務委託先に対する監督義務には、再委託の適否だけ

ではなく、業務委託先が再委託先に対して必要かつ適切な監督を行っているかどうかを監督すること含まれるため、委託者は再委託先に対しての間接的な監督義務を負うとされています。

図表10 委託先・再委託先に対する安全管理措置



内閣官房「マイナンバー広報資料」より



エコアクション21は、環境省が策定した中小企業にも取組み易い環境経営システムです。

特定非営利活動法人『環境NPOいばらき』とは、  
「エコアクション21審査人」の茨城県内の有志で法人登録したスペシャリスト集団です。

## 事業等

1. エコアクション21の認証取得支援活動、並びにエコアクション21の普及活動
2. エコアクション21審査人として、認証取得を希望する企業の相談、並びにコンサルティング活動
3. エコアクション21審査人の育成教育  
※「エコアクション21地域事務局いばらき(茨城県中小企業団体中央会)」の運営委員の中に会員が委嘱され、エコアクション21の普及に努めています。

特定非営利活動法人環境NPOいばらき

\*連絡先：所在地：〒302-0102 守谷市松前台1-8-8 代表者：飛田 秀幸  
TEL：0297-48-1290 FAX：0297-48-1290 Email：hishii@plum.plala.or.jp  
HP：http://www.kankyounpo-ibaraki.com 何なりとお気軽にござ一報ください。お待ちしております。